

内閣人第一三六号

起案 平成六年八月一二日

裁可	上奏	決定
平成	年	平成二八年八月十五日
年	月	月
月	日	日

施行	平成
年	年
月	月
日	日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

文

内閣總務官



麻生 国務大臣	高市 国務大臣	金田 国務大臣	岸田 国務大臣	松野 国務大臣
---------	---------	---------	---------	---------

政事五五五五五

塩崎 国務大臣	山本(有)国務大臣	世耕 国務大臣	石井 国務大臣	菅 国務大臣
---------	-----------	---------	---------	--------

五五五五五

稻田 国務大臣	今村 国務大臣	石原 国務大臣	加藤 国務大臣	丸川 国務大臣
---------	---------	---------	---------	---------

五五五五五

鶴保 国務大臣	松本 国務大臣	山本(幸)国務大臣	山本(公)国務大臣	
---------	---------	-----------	-----------	--

五五五五五

検事総長に任命する

検事長 西川克行

内閣

人事記録済

次長検事に任命する

検事 八木宏幸

法務事務次官 稲田伸夫

次長検事 青沼隆之

検事 野々上尚

同 齊藤雄彦

検事長に任命する

検事総長 大野恒太郎

検事長 松井巖

同 長谷川充弘

願に依り本官を免ずる

(以上九月五日付)

法務省人検第232号
平成28年8月10日

內閣總理大臣殿

法務大目



下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、平成28年9月1日限りで定年退官予定の大坂高等検察庁検事長伊丹俊彦の後任に同月5日付けで仙台高等検察庁検事長寺脇一峰を、その後任に法務事務次官稻田伸夫を、また、検事総長大野恒太郎の退官に伴い、その後任に東京高等検察庁検事長西川克行を、その後任に名古屋高等検察庁検事長田内正宏を、その後任に次長検事青沼隆之を、その後任に東京地方検察庁検事正八木宏幸を、また、福岡高等検察庁検事長松井巖の退官に伴い、その後任に公安調査庁長官野々上尚を、また、広島高等検察庁検事長長谷川充弘の退官に伴い、その後任に高松高等検察庁検事長酒井邦彦を、その後任に横浜地方検察庁検事正齊藤雄彦をそれぞれ充てようとするものであります。

記

東京高等検察庁検事長	検事長	西川克行
検事総長に任命する		
東京地方検察庁検事正	検事	八木宏幸
次長検事に任命する		
	法務事務次官	稻田伸夫
	次長検事	青沼隆之
公安調査庁長官	検事	野々上尚尚
横浜地方検察庁検事正	検事	齊藤雄彦
検事長に任命する		
	検事総長	大野恒太郎
福岡高等検察庁検事長	検事長	松井巖

広島高等検察庁検事長 検事長 長谷川 充 弘
願に依り本官を免ずる
(平成28年9月5日付け)

1 丁		法務省						
		出生地	現住所	本籍	氏名	西川克行	にしかわかつゆき	
年	月	日	事項	昭和二九年二月二〇日	旧氏名	新姓	新名	
五	平成二	五一	一〇九	司法試験第二次試験合格	東京大学法学部卒業	司法試験管理委員会	司法試験第二次試験合格	
四	四	五二	三	司法修習生を命ずる	司法修習生を命ずる	司法修習生を命ずる	司法修習生を命ずる	
一	一	五四	四	一	司法修習生の修習終了	司法修習生の修習終了	司法修習生の修習終了	
		五五	八	検事二級（大阪地方検察庁検事）に任命する	札幌地方検察庁検事に配置換する	最高裁判所	最高裁判所	
		五八	九	東京地方検察庁検事に配置換する	新潟地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	
		六〇	三	二五	横浜地方検察庁検事に配置換する	横浜地方検察庁検事に配置換する	横浜地方検察庁検事に配置換する	
		六三	二五	二五	札幌地方検察庁検事に配置換する	札幌地方検察庁検事に配置換する	札幌地方検察庁検事に配置換する	
		二八	二五	二五	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	
		一一	一	一一	法務教官（法務総合研究所教官）に併任する	法務教官（法務総合研究所教官）に併任する	法務教官（法務総合研究所教官）に併任する	
		一一	一	一一	札幌地方検察庁検事に配置換する	札幌地方検察庁検事に配置換する	札幌地方検察庁検事に配置換する	

2 丁		法務省					年 月 日	事	項	西川克行	法務省名
		一〇	八	四	一	一〇					
							東京地方検察庁検事に配置換する				
							法務教官（法務総合研究所教官）に併任する				
							法務総合研究所教官に併任する				
							法務省入国管理局警備課長に充てる				
							かねて法務総合研究所教官に充てる				
							法務教官（法務総合研究所総務企画部付、法務総合研究所教官）の併任を解除する				
							法務省入国管理局総務課長に充てる				
							法務総合研究所教官に充てることを解く				
							東京高等検察庁検事に配置換する				
							法務省入国管理局総務課長に充てる				
							東京地方検察庁検事に併任する				
							法務省入国管理局総務課長に充てることを解く				
							千葉地方検察庁検事に配置換する				
							千葉地方検察庁特別刑事部長を命ずる				
							東京地方検察庁検事の併任を解除する				

3 丁				法務省				西川克行	
年	月	日	事項	法務省	法務省	法務省	法務省	序名	
平成一五	九	二九	東京高等検察庁検事に配置換する						
			東京地方検察庁検事に併任する						
			東京区検察庁検事に併任する						
一六	六	二五	東京地方検察庁上席検察官を命ずる						
			東京地方検察庁検事に配置換する						
一七	一一	一六	東京地方検察庁公判部長を命ずる						
			東京地方検察庁検事の併任を解除する						
一八	五	八	東京区検察庁検事の併任を解除する						
			東京高等検察庁検事に配置換する						
一九	二五	八	東京高等検察庁総務部長を命ずる						
			最高検察庁検事に配置換する						
二〇	一	一六	旭川地方検察庁検事正に配置換する						
			最高検察庁検事に配置換する						
二一	一四	一七	法務省保護局長に充てる						
			法務省入国管理局長に充てる						
二二	七	一八	法務省刑事局長に充てる						
			法務事務次官に任命する						

47

年 月 日	事 項	法務省	
		内閣	法務省
平成二六 一 九	倫理監督官を命ずる 検事長に任命する	〃	〃
一〇	札幌高等検察庁検事長に補する 倫理監督官を免ずる	〃	〃
一一	東京高等検察庁検事長に補する	〃	〃
一二	二七	法務省	法務省

1 丁		法務省				氏名		出生年月日		昭和三十一年六月九日	
年	月	出生地	現住所	項	事	年	月	出生年月日	昭和三十一年六月九日		
五三	一〇			司法試験第二次試験合格		五三	一〇			八木宏幸	やぎひろあき
五四	三	中央大学法学部法律学科卒業		司法試験管理委員会		五四	三			八木宏幸	やぎひろあき
五六	四	司法修習生を命ずる		司法試験管理委員会		五六	四			八木宏幸	やぎひろあき
五七	七	司法修習生の修習終了		司法試験管理委員会		五七	七			八木宏幸	やぎひろあき
五九	三	検事二級（大阪地方検察庁検事）に任命する		司法試験管理委員会		五九	三			八木宏幸	やぎひろあき
五七	三	鉄路地方検察庁検事に配置換する		司法試験管理委員会		五七	三			八木宏幸	やぎひろあき
二五	二五	大阪地方検察庁検事に配置換する		司法試験管理委員会		二五	二五			八木宏幸	やぎひろあき
二六	二六	神戸地方検察庁検事に配置換する		司法試験管理委員会		二六	二六			八木宏幸	やぎひろあき
二五	二五	神戸地方検察庁検事に配置換する		司法試験管理委員会		二五	二五			八木宏幸	やぎひろあき
二八	二八	大阪地方検察庁検事に配置換する		司法試験管理委員会		二八	二八			八木宏幸	やぎひろあき
二八	二八	東京地方検察庁検事に配置換する		司法試験管理委員会		二八	二八			八木宏幸	やぎひろあき
一	一	東京地方検察庁検事に配置換する		司法試験管理委員会		一	一			八木宏幸	やぎひろあき

年		月		日		事項		法務省	
年	月	日	事項	法務省	名	法務省	年	月	日
二四	八	七	最高検察官（法務総合研究所教官）に併任する	法務省	法務官（法務総合研究所教官）に併任する	法務官（法務総合研究所教官）に併任する	二四	九	一
二四	八	七	東京地方検察官八王子支部勤務を命ずる	法務省	東京地方検察官八王子支部勤務を命ずる	東京地方検察官八王子支部勤務を命ずる	二三	四	一
二四	八	七	東京高等検察官検事に配置換する	法務省	東京高等検察官検事に配置換する	東京高等検察官検事に配置換する	二二	四	一
二四	八	七	東京地方検察官検事に併任する	法務省	東京地方検察官検事に併任する	東京地方検察官検事に併任する	二一	一	一
二四	八	七	東京地方検察官総務部長を命ずる	法務省	東京地方検察官総務部長を命ずる	東京地方検察官総務部長を命ずる	二一	一	一
二四	八	七	東京地方検察官特別捜査部長を命ずる	法務省	東京地方検察官特別捜査部長を命ずる	東京地方検察官特別捜査部長を命ずる	二一	一	一
二四	八	七	東京地方検察官検事の併任を解除する	法務省	東京地方検察官検事の併任を解除する	東京地方検察官検事の併任を解除する	二一	一	一
二四	八	七	福井地方検察官検事正に配置換する	法務省	福井地方検察官検事正に配置換する	福井地方検察官検事正に配置換する	二一	一	一
二四	八	七	最高検察官検事に配置換する	法務省	最高検察官検事に配置換する	最高検察官検事に配置換する	二一	一	一
二四	八	七	東京地方検察官検事に配置換する	法務省	東京地方検察官検事に配置換する	東京地方検察官検事に配置換する	二一	一	一
二四	八	七	東京地方検察官次席検事を命ずる	法務省	東京地方検察官次席検事を命ずる	東京地方検察官次席検事を命ずる	一一	一	一
二四	八	七	最高検察官公安部長を命ずる	法務省	最高検察官公安部長を命ずる	最高検察官公安部長を命ずる	一一	一	一

3 T

3 丁		法務省				
		年	月	日	事項	序名
平成二十六	一	九	最高検察庁刑事部長を命ずる			
二七	一二	一〇	東京地方検察庁検事正に配置換する			
					法務省	八木宏幸
					リ	

丁		法務省					
平成 四	六三	出生地	現住所	本籍	氏名	旧氏名	いなだのぶお
四	三	年	月	日	出生年月日	昭和三一年八月一四日	
一	二八	五三	一〇	七	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	
平成 四	六三	五六	四	一	司法修習生を命ずる	最高裁判所	
四	三	五七	八	一	司法修習生の修習終了	東京大学法学部卒業	
一	二八	五八	九	七	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	福岡地方検察庁検事に配置換する	
平成 四	六三	五九	一〇	二五	東京地方検察庁検事に配置換する	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	
四	三	六〇	一	三	水戸地方検察庁検事に配置換する	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	
一	二八	六一	二五	二五	東京地方検察庁検事に配置換する	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	松山地方検察庁検事に配置換する

2丁		法務省		年	月	日	事項	稲田伸夫
一七	一五	一	一一	平成六	平成六	平成六	法務省	法務省
一	一	一	一	九	九	一七	松山地方検察庁西条支部勤務を命ずる	松山地方検察庁西条支部勤務を命ずる
一一	六	一一	一	一〇	七	一七	西条区検察庁上席検察官を命ずる	西条区検察庁上席検察官を命ずる
法務省大臣官房人事課長に充てる	法務省刑務課長に充てる	法務省刑事局参事官に充てる	法務省刑事局参事官に充てる	内閣法制局参事官(第一部)に併任する	内閣法制局参事官(第一部)に併任する	内閣法制局参事官(第一部)に併任する	法務事務官(法務省刑事局付)の併任を解除する	法務事務官(法務省刑事局付)の併任を解除する
除する	内閣法制局参事官(第一部)の併任を解く	東京高等検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁検事に配置換する	第一部司法制度改革法制室に併任する	第一部司法制度改革法制室に併任する	東京地方検察庁検事に配置換する	西条区検察庁検事の併任を解除する	西条区検察庁検事の併任を解除する
法務省大臣官房人事課長に充てる	法務省刑事局公安課長に充てる	法務省刑事局公安課長に充てる	法務省刑事局公安課長に充てる	内閣法制局	内閣法制局	内閣法制局	法務省	法務省
法務省	法務省	法務省	法務省	内閣法制局	内閣法制局	内閣法制局	法務省	法務省

法務省		年	月	日	事項	法務省	稲田伸夫
平成一九	一〇	一			法務省人事管理官を命ずる 最高検察庁検事に配置換する	法務省人事管理官を命ずる	法務省人事管理官を命ずる
					法務省大臣官房人事課長に充てる	法務省大臣官房人事課長に充てる	法務省大臣官房人事課長に充てる
					山形地方検察庁検事正に配置換する	山形地方検察庁検事正に配置換する	山形地方検察庁検事正に配置換する
					法務省人事管理官を免ずる	法務省人事管理官を免ずる	法務省人事管理官を免ずる
					最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する
					法務省大臣官房長に充てる	法務省大臣官房長に充てる	法務省大臣官房長に充てる
					法務省刑事局長に充てる	法務省刑事局長に充てる	法務省刑事局長に充てる
					かねて法務省大臣官房長に充てる	かねて法務省大臣官房長に充てる	かねて法務省大臣官房長に充てる
					法務省大臣官房長に充てることを解く	法務省大臣官房長に充てることを解く	法務省大臣官房長に充てることを解く
					法務事務次官に任命する	法務事務次官に任命する	法務事務次官に任命する
					倫理監督官を命ずる	倫理監督官を命ずる	倫理監督官を命ずる

法務省		出生地	年 月 日	事	項	昭和三〇年二月二五日	氏名	青沼 隆之
本籍	現住所							
一 丁								
六	五	平成三	八	中央大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	出生年月日	昭和三〇年二月二五日
四	八	八	九	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	最高裁判所	旧 氏 名	氏名
一	一	九	九	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	福岡地方検察庁検事に配置換する	法務省	序 名	青沼 隆之
大阪地方検察庁検事に配置換する	外務事務官（国際連合局）に併任する	東京地方検察庁検事に配置換する	福島地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	外務省	法務省	法務省	法務省

2 丁		法務省		年		事項		青沼隆之	
リ	二三	平成六	四	八	四	一	外務事務官（総合外交政策局）の併任を解除する	法務省	外務省
四	一	一五	四	一	一	東京高等検察庁検事に配置換する			
一九	一八	一六	七	九	一	東京高等検察庁検事に配置換する			
		一七	四	八	九	東京高等検察庁検事の併任を解除する			
		一八	四	一	一	東京地方検察庁検事に併任する			
		一九	七	一	一	大阪地方検察庁検事に配置換する			
		二〇	四	一	一	大阪地方検察庁公判部長を命ずる			
						東京地方検察庁検事の併任を解除する			
						東京高等検察庁検事に配置換する			
						法務省大臣官房施設課長に充てる			
						東京地方検察庁検事に併任する			
						法務省大臣官房施設課長に充てる			
						最高検察庁検事に配置換する			
						東京地方検察庁検事の併任を解除する			
						甲府地方検察庁検事正に配置換する			

1 丁		省 本 稽				法 務			
		出生地		現住所		氏名		ののうえ たかし	
		年	月	日		出生年月日	昭和三〇年 五月一七日	旧氏名	野々上 尚
		五四	一〇	八	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	司法試験管理委員会	法務省	法務省
		五五	三		東京大学法学部卒業				
		五七	四	一	司法修習生を命ずる				
		五八	四	一二	司法修習生の修習終了				
		六〇	三	一三	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する				
		六一	二五	二五	松江地方検察庁検事に配置換する				
		六三	三	二五	新潟地方検察庁検事に配置換する				
		六四	二五	二五	新潟地方検察庁長岡支部勤務を命ずる				
		六五	三	二五	大阪地方検察庁検事に配置換する				
		六六	二五	二五	かねて大津地方検察庁水口支部勤務を命ずる				
		六七	二八	二八	大津地方検察庁検事に配任する				
		六八	二九	二九	水口区検察官を命ずる				
		六九	二九	二九	水口区検察官を命ずる				
法	務	省							

2 丁		法務省										野々上尚名		
		年	月	日	事		項							
八		平成二年四月一日	東京地方検察庁検事に配置換する											
四		法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	水口区検察庁検事の併任を解除する											
一		大津地方検察庁水口支部勤務を免ぜられた (平成元年法務省令第四四号による)	大蔵事務官（国税庁調査监察部）に併任する	法務大臣秘書官事務取扱に併任する	大蔵事務官（国税庁調査监察部）の併任を解除する	法務大臣秘書官事務取扱の併任を解除する	外務事務官（経済局）に併任する (期間は平成六年二月三日までとする)	鳥取地方検察庁検事に配置換する	鳥取地方検察庁米子支部勤務を命ずる	鳥取地方検察庁米子支部長を命ずる	米子区検察庁検事に併任する	米子区検察庁上席検察官を命ずる	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	東京地方検察庁検事に配置換する
	法務省				外務省	法務省	國稅廳	法務省	國稅廳	法務省	國稅廳	法務省	國稅廳	法務省

4 丁		法務省		年	月	日	項	序名
		平成一七	一	一八				
		内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する						
		内閣官房地方分権推進室参事官を免ずる						
		内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する						
		内閣官房地方分権推進室参事官を命ずる						
		法務省大臣官房付に充てる						
		かねて法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）に充てる						
		内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する						
		内閣官房地方分権推進室参事官を免ずる						
		内閣官房付に充てることを解く						
		法務省大臣官房付に充てることを解く						
		司法研修所教官に充てる						
		最高検察庁検事に併任する						
		司法研修所教官に充てることを解く						
		最高検察庁検事に配置換する						
		最高検察庁検事の併任を解除する						
				内	法	務	省	内閣
				閣	務	務	務	
					省	省	省	
					最	最	最	
					高	高	高	
					裁	裁	裁	
					判	判	判	
					所	所	所	
					最	最	最	
					高	高	高	
					裁	裁	裁	
					判	判	判	
					所	所	所	
					最	最	最	
					高	高	高	
					裁	裁	裁	
					判	判	判	
					所	所	所	

5丁

		法務省			年	月	日	事項	野々上尚	法務省
		平成二一	七	一七				福岡高等検察庁検事に併任する	福岡高等検察庁宮崎支部勤務を命ずる	福岡高等検察庁宮崎支部長を命ずる
	二三一	四	一	一〇	一一	一〇	一一	法務総合研究所名古屋支所長に併任する	名古屋高等検察庁検事に配置換する	名古屋高等検察庁次席検事を命ずる
	二三二	一	一一	一一	一二	一一	一二	法務総合研究所名古屋支所長に併任する	法務総合研究所名古屋支所長に併任する	法務総合研究所名古屋支所長に併任する
	二三三	一	一二	一二	一六	一六	一六	大阪高等検察庁検事に配置換する	大阪高等検察庁次席検事を命ずる	大阪高等検察庁次席検事を命ずる
	二三四	一	一七	一七	一五	一五	一五	法務総合研究所大阪支所長に併任する	法務総合研究所大阪支所長に併任する	法務総合研究所大阪支所長に併任する
	二三五	一	一八	一八	一四	一四	一四	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する
	二三六	一	一九	一九	一三	一三	一三	最高検察庁監察指導部長を命ずる	最高検察庁監察指導部長を命ずる	最高検察庁監察指導部長を命ずる
	二三七	一	二〇	二〇	一二	一三	一三	法務総合研究所大阪支所長の併任を解除する	法務総合研究所大阪支所長の併任を解除する	法務総合研究所大阪支所長の併任を解除する
	二三八	一	二一	二一	一一	一一	一一	公安調査庁長官に充てる	公安調査庁長官に充てる	公安調査庁長官に充てる
	二三九	一	二二	二二	一一	一一	一一	倫理監督官を命ずる	倫理監督官を命ずる	倫理監督官を命ずる

6 丁

法務省

年
月
日

事

項

野々上尚

法務省

最高検察府監察指導部長を免ずる

府

名

丁				省		本籍		氏名		出生年月日	
				出生地						昭和三〇年一月二七日	
				年	月	日	事項		序名	旧氏名	
五三	三	大阪大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	五五	一〇	二四	司法修習生を命ずる	最高裁判所	司法試験管理委員会	齊藤 雄彦	さいとう ゆうひこ
九	七	五	司法修習生の修習終了	五八	四	六	奈良地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	藤井 伸一	とうじんいち
四	四	四	京都地方検察庁検事に配置換する	五九	三	七	京都地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	藤井 伸一	とうじんいち
一	一	一	神戸地方検察庁検事に配置換する	六一	三	二六	奈良地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	藤井 伸一	とうじんいち
平成二	四	三	大阪地方検察庁検事に配置換する	六三	二五	二五	京都地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	藤井 伸一	とうじんいち
九	七	五	大阪地方検察庁検事に配置換する	平成二	二八	二八	神戸地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	藤井 伸一	とうじんいち
四	四	四	京都地方検察庁検事に配置換する	一	一	一	大阪地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	藤井 伸一	とうじんいち
一	一	一	大阪地方検察庁検事に配置換する	一	一	一	京都地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	藤井 伸一	とうじんいち

年 月 日	事 項	齊 藤 雄 彦	法務省	
			二 月 一	東京地方検察庁検事に配置換する
一 八	法務教官（法務総合研究所総務企画部付、法務総合研究所教官）に併任する		一 四 一	法務総合研究所教官に充てる
七	かねて法務総合研究所総務企画部付に充てる		一 六 四 一	神戸地方検察庁検事に配置換する
六	法務教官（法務総合研究所総務企画部付、法務総合研究所教官）の併任を解除する		一 七 四 八	神戸地方検察庁特別刑事部長を命ずる
	法務総合研究所総務企画部付に充てることを解く			神戸地方検察庁刑事部長を命ずる
	神戸地方検察庁特別刑事部長を免ずる			神戸地方検察庁特別刑事部長を免ずる
	大阪地方検察庁検事に配置換する			大阪地方検察庁検事に配置換する
	大阪地方検察庁総務部長を命ずる			大阪地方検察庁総務部長を命ずる
	大阪区検察庁検事に併任する			大阪区検察庁検事に併任する
	東京高等検察庁検事に配置換する			東京高等検察庁検事に配置換する

3丁				法務省		年 月 日	事項	府 名	齊藤雄彦
平成一九	七	一〇	一〇	一					
二七	四	八	二四	最高検察庁検事に配置換する					
二六	七	九	二四	法務総合研究所仙台支所長の併任を解除する					
二五	一五	一八	八	法務省保護局長に充てる					
				京都地方検察庁検事正に配置換する					
				横浜地方検察庁検事正に配置換する					

内閣總理大臣 安倍晋三 殿

検事総長

退官願

内閣總理大臣 安倍晋三 殿

福岡高等検察庁検事長

退官願

内閣總理大臣 安倍晋三 殿

広島高等検察庁
検事長

退官願